平成２５年（フ）第４８３９号
大阪府茨木市春日４丁目10番32号　パールマンション207号
債務者　佐木　誠治（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８９６号
大阪市東成区中道３丁目10番14号　エムハイム鹿島602号
債務者　本﨑幾久子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７８号
群馬県高崎市飯塚町1364番地１　サーパス飯塚302号
債務者　上原　　仁
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１１００号
埼玉県加須市花崎１丁目24番地19
債務者　本田　義隆
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２５号
埼玉県幸手市南３丁目11番15号　ハイムサザンクロス202
債務者　花香　　守
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９８号
埼玉県幸手市栄６番11―204号
債務者　小山瑠美子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４１２号
埼玉県八潮市大字南後谷36番地７　ＪＭＦＵＪＩＳＴＡ８―102、旧住所埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地３街区33棟402号
債務者　山口　貴裕
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４２８号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸２丁目16番５号　鈴木コーポ201
債務者　岡田　智隆
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４３３号
埼玉県越谷市大字袋山1309番地　フィオーレＢ103、旧住所埼玉県越谷市千間台西１丁目12番地１　ダイアパレスルネッサせんげん台216号
債務者　井ノ江　朗
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４９９号
埼玉県川越市新宿町３丁目１番地27、前住所東京都葛飾区南水元１丁目12番４号
債務者　木村　知枝
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５０３号
埼玉県富士見市水谷東２丁目22番９号
債務者　板垣雅里香
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２９６号
埼玉県深谷市西島町３丁目１番地２　スカイハイツ303号
債務者　遠藤　和義
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３０４号
埼玉県東松山市松葉町２丁目５番36号　県営東松山滝の本団地１―205
債務者　鳥塚　寿枝
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４２６号
神奈川県厚木市関口942―７　コンフォール21Ａ101、住民票上の住所神奈川県厚木市飯山2612番地４
債務者　澁谷　佳紀
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３１７号
静岡県沼津市今沢545番地の２　県営今沢団地Ｋ４―105、前住所静岡県沼津市西間門262番地の１　大成ビル３階308号室
債務者　簑輪　綾美
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３５１号
静岡県沼津市本郷町30番10号　ボンファミール201、前住所静岡県沼津市我入道南条寺75番地　サンライフ75・203号
債務者　鈴木　　博
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係